

令和元年度第1回総合教育会議 ・ 山武市子ども子育て支援事業計画について

第2期山武市子ども・子育て支援事業計画 素案（抜粋）

令和 年 月
山 武 市

目 次

第1章 計画の趣旨.....	1
1. 計画策定の趣旨と計画基本事項.....	1
2. 計画の策定及び推進.....	3
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況と課題.....	4
1. 山武市の現状 [略]	4
2. 計画期間の人口フレームの推計 [略]	4
3. ニーズ調査結果 [略]	4
4. 山武市の子ども・子育て支援の課題.....	5
第3章 計画の基本的な考え方	7
1. 基本理念.....	7
2. 基本視点.....	8
3. 基本目標.....	10
4. 施策の体系.....	11
第4章 基本施策の展開 [略]	12
第5章 量の見込みと確保方策 [略]	12
第6章 計画の推進 [略]	12

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨と計画基本事項

(1) 計画策定の趣旨

わが国の少子化対策は、平成2年の1.57ショックを契機に仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての検討を始め、平成6年にエンゼルプラン、平成11年に少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランの施策を定めて取組んできましたが、とどまることなく少子化は進行しています。総務省が発表しているわが国の子どもの数（15歳未満人口）は、平成31年3月1日現在1,533.4万人（総務省統計局）となり、前年よりも18.7万人減少し、総人口（1億2,624.8万人）に占める子どもの割合も12.1%と、子ども数と構成比は過去最低を記録しています。本格的な人口減少社会が到来するなか、少子化・高齢化の進行の速度が速く、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子どもたちの育ちへの様々な影響が指摘されています。

国は就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を開始するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を整備し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、これにより市町村は質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されました。一方で、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法として整備した「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画は義務化ではなく、任意化されています。また仕事と家庭生活の調和など、より一層の推進が必要となっていることから、10年間の有効期間の延長を含めた一部改正が行われました。さらに、平成26年1月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、平成16年度に旧町村単位で策定された「次世代育成支援行動計画」を、平成18年度に「山武市」の「山武市次世代育成支援対策行動計画」として再編し、平成21年度に「山武市次世代育成支援対策行動計画（後期）」を、平成26年度には、これまでの次世代育成支援の取組みやこども園化を進めてきたという本市の経緯を踏まえ、「山武市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）」を策定し、子育て支援施策、教育・保育事業の充実及び母子保健事業の充実を図ってきました。

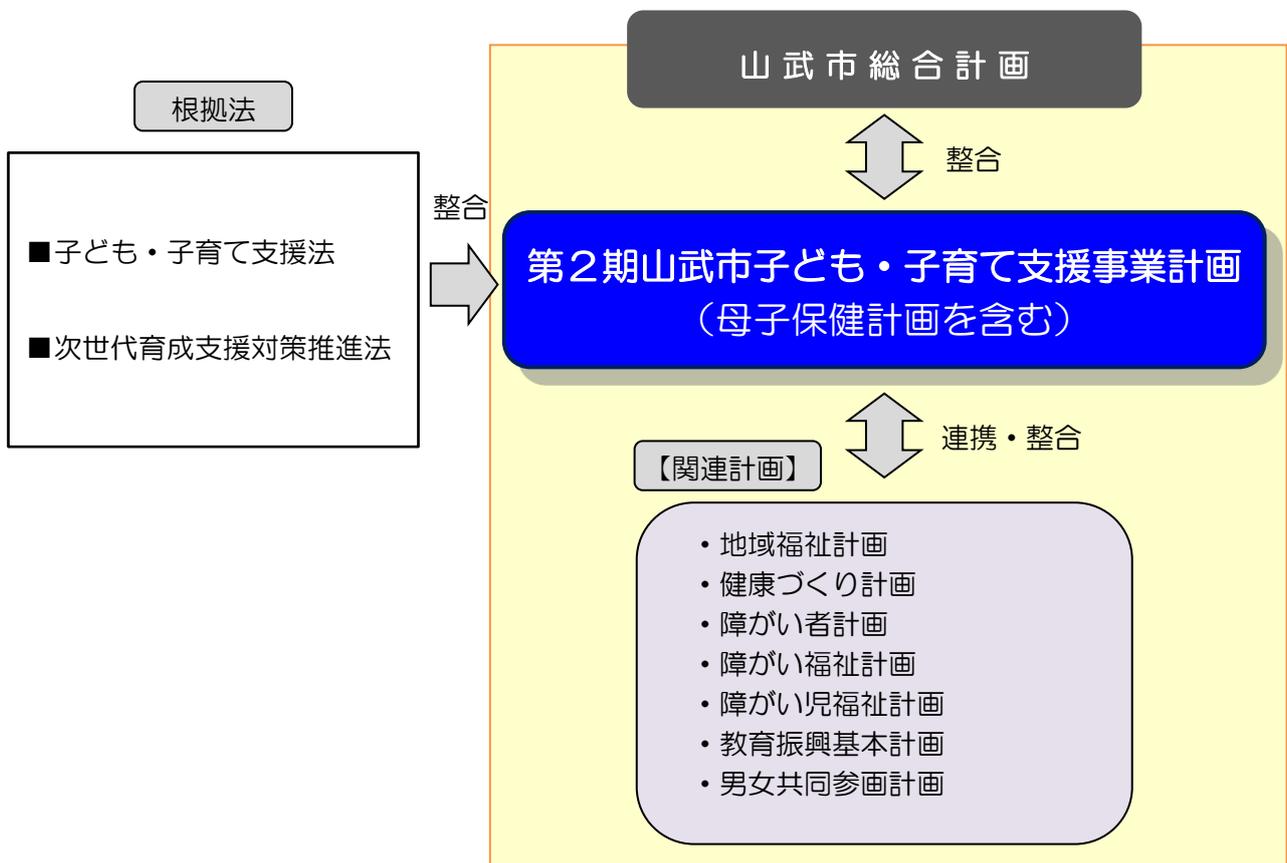
このたび、「山武市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）」（計画期間：平成27年度～平成31年度）が終期を迎えることから、現計画の取組みを引き継ぎつつ、時代のニーズや近年社会問題化している子どもの貧困対策など、新たな課題への対応を反映するとともに、山武市総合計画との整合性を図りながら、「第2期山武市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定します。

(2) 計画の性格

「第2期山武市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）」は、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を目的として、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定しました。

この計画は、本市の18歳未満の子どもと子育て家庭を対象に、市が取り組む次世代育成支援施策の目標や方向を示すものであり、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を含むものとなります。

また、市の最上位計画である「山武市総合計画」をはじめ、山武市地域福祉計画等保健・福祉・教育分野の関係計画や、県及び国の関係計画との連携・整合性を図るとともに、子どもの貧困等が社会問題となるなか、子ども・子育て支援、社会生活を円滑に営む上で困難を有する家庭を支援するための施策を含むものとなります。



(3) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年を1期とした子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされていることから、本計画を令和2年度から令和6年度までの計画期間とします。

また、本市の最上位計画である山武市総合計画内容と実態にかい離が生じないように計画の中間年において、本計画の見直しを行うものとします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

図 計画期間

	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	2024 令和6年度	2025 令和7年度
本計画	第2期 計画策定			中間 見直し		見直し	次期計画
第2次山武市 総合計画				見直し	次期計画		

2. 計画の策定及び推進

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「山武市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。当会議は子どもの保護者や学識経験者等により構成されています。本計画は、当会議及び関係課との連携を図りながら推進します。

また、国のモデル調査票を踏まえて児童保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を実施し、様々なご意見を活かして計画策定の基礎資料としました。

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況と課題

1. 山武市の現状 [略]

[略]

2. 計画期間の人口フレームの推計 [略]

[略]

3. ニーズ調査結果 [略]

[略]

4. 山武市の子ども・子育て支援の課題

(1) 少子化・核家族化の影響

本市においても、少子化・高齢化が進んでおり、子どもたちの育ちへの様々な影響が懸念されています。0～14歳の人口は各年代で減少しています。子どもと子育て家庭への直接的な影響としては、同じ年齢の子ども同士がふれあう場や機会、子育てをしている家庭が気軽に地域で出会う、知り合う機会も得にくい状況が考えられ、親子や子ども同士がふれあえる場・機会を地域につくっていくことが課題となります。

一方で、これから家庭を築く年代の不安を取り除き、また結婚や出産意向がある世代に対し、実現しにくくしている要因をできる限り取り除くための支援をし、出産や子育てしやすい環境を可能な限り整備し、子どもの育ちと子育て支援を推進していくことが求められます。

(2) 子育て家庭の仕事や家庭生活の変化

女性が職業を持つことへの意識の変化などにより子育て家庭の就労状況も変化し、母親の就業率が高まり、パート・アルバイトやフルタイムでの就労者が増え、子どもが低年齢児の頃から共働き世帯の割合が高まっています。これにより、低年齢児からの保育サービスニーズの増大が継続しています。

市内の入園状況をみても、幼稚園・こども園（短児部）では入園者が定員を大幅に下回っている傾向がみられます。この背景には、共働きなど、母親の就労による保育ニーズが高まっていると考えられます。このため、認定こども園の拡充などの幼保連携を進め、教育ニーズと保育ニーズのギャップを解消していくことが求められます。

子育て家庭では自宅に近い場所の入園希望も高く、地区ごとでバランスのよい教育・保育施設の機能の配置と提供体制づくりに継続して取り組んでいくことが必要となります。

(3) 成長過程と子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実

本市の母親の就労状況をみると、出産時に一旦退職し、その後パートで再就職もしくは再就職予定という形態も多いことが考えられます。再就職したいという希望が多いことはニーズ調査からも見受けられます。このようなことから、幼児期における教育・保育サービスの提供と学童期における保育サービス提供による就労しやすい環境づくりが主な施策として必要であるとともに、子育て家庭の状況や就労意向の変化など多様なニーズへの対応も求められています。

一方で、子育て環境の向上には、ワーク・ライフ・バランスの啓発による雇用者や父親の意識変革、制度強化を進めるとともに、乳幼児期のサービス利用の啓発を行い、市民に対して幅広い選択肢を提供していくことが必要と考えられます。

(4) 子育てを応援する環境・地域づくり

不安や負担感を軽減し、子育ての孤立化を防ぐため、相談や情報提供の支援や安心して子育てできる環境づくりが求められます。市役所内だけでなく、関係機関や地域とのネットワークを強化し、様々な面でサポートする取組みを広げていく必要があります。

(5) 子どもの人権の尊重

近年、児童虐待に関連する相談・報告が増加しており、全国的にも大きな社会問題となっています。児童虐待の早期発見・早期支援を総合的に対応できるように、子育て支援センター、児童相談所、警察署、こども園、保育所、幼稚園、学校等の各種関係機関の連携、地域等を含めた児童虐待防止体制の充実と強化が必要となっています。

また、市民の児童虐待への関心や意識の高揚をひきつづき図るため、児童虐待について知って考えてもらう機会の提供や情報提供等、児童虐待への理解を深めるための啓発を推進することが必要となっています。

(6) 放課後の児童育成体制の充実

放課後児童クラブは、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「待機児童」の解消に向け、小学校区ごとに必要な機能の確保が不可欠な状況となっています。

本市のニーズ調査結果においても、放課後児童クラブを利用している・今後利用したいと回答した方が多いことから、今後も放課後の居場所としての放課後児童クラブの利用ニーズは継続するものと考えられます。

そのため、引き続き共働き家庭等の「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動をおこなうことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室¹が一体的にあるいは連携して実施する総合的な放課後対策が必要となっています。

一方では、放課後子供教室の開催に必要な地域人材の確保が喫緊の課題となっています。

(7) 外国につながる子どもへの支援・配慮

近年の国際化の進展や本市における外国人住民人口の増加などに伴い、海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなどのいわゆる外国につながる子どもの増加が見込まれています。

本市における18歳未満の外国人数は、平成27年度末は56人であったものが平成30年度末では88人に増加しており、その割合は100人に1人以上となる在住状況等を踏まえ、外国につながる子どもがこども園・幼稚園・保育園や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行っていくことが重要となっています。

(8) 子どもの貧困問題

子どもの貧困は、子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼすものとされています。貧困の状況にある子どもは、社会的孤立になりがちで、必要な支援が受けられず、結果として一層困難な状況に陥ることが危惧されています。また、「貧困による孤立」だけでなく、親の就業等により、放課後や学校の長期休暇の間、一人で過ごす子どもがいることも社会的に大きな問題となっています。このような中、増加傾向となっている生活保護世帯やひとり親世帯の子どもたちに対する必要な支援を行っていくことが重要となっています。

¹ 放課後子供教室:学校の空き教室、特別教室等を活用して、地域の方々の協力を得ながら、スポーツ・文化活動、交流活動等を実施するもの。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市においては、人口の減少や少子高齢化が継続してみられ、核家族化や都市化の進行等も加わり、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化が大きく、様々な課題を抱えている子育て家庭も増えていると考えられます。また、近年では働く女性が増える中、働き方が多様化し、働き方にあった保育サービスの提供や、子育ての悩みを気軽に相談できる場を提供し、不安を解消して子育ての自信に繋がる支援が重要となっています。

このような状況はまちづくり全体においても大きな課題と位置づけており、市の総合計画や関連各計画の基本理念等を踏まえつつ、山武市のこれからを担う子どもたちの成長を社会全体で支援していくため、より具体性・実効性のある計画を目指していく必要があります。

「子育ての第一義的責任は保護者にある」という基本認識のもと、市全体が子育ての意義について再認識し、市民、家庭、地域、行政が一体となって子育てに伴う喜びと次代への希望が実感できるような環境づくりを継続して進めることが重要です。そこで、これまでの基本理念を継承し、「次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ」を目指し、地域ぐるみで次世代育成と子育て支援に取り組んでいきます。

**次代を担う子どもたちを
地域ではぐくむまち さんむ**

2. 基本視点

市全体で次世代育成・子育て支援を推進していくなかで、以下の視点を重視して各種施策・取組みの展開を図ります。

■視点1：子どもの視点

すべての子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することが基本です。これを踏まえ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。そして、子どもの各成長過程での心身の健全な発達を支援し、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、いきいきと育つことのできる環境の整備を目指します。あわせて、子どもの成長過程のなかで、家族の役割の大切さの啓発、子どもの健全育成も含め、次代を担う人づくりの視点を取り入れて取り組んでいきます。

■視点2：親子のきずなという視点

子どもや子育てに関わることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことを基本的な考え方として、支援に取り組んでいきます。

■視点3：子どもと子育て家庭を支援する視点

子育てと仕事の両立支援だけではなく、雇用環境・生活環境・教育環境において子育てを支援することに努めます。また、子どもと保護者の孤立化などの問題を踏まえ、広く子どもと家庭への支援を進めるとともに、ひとり親家庭や支援が必要な家庭と子どもに対して支援していきます。

■視点4：サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保し、より良いサービスが提供できるよう、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めていきます。

サービス利用者である子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により変化してきており、教育・保育等のニーズも多様化しています。このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った総合的な取組みを行っていきます。

■視点5：地域が子どもの成長と子育てに関わる視点

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指します。

このため、ボランティア団体、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体や社会福祉協議会、民生委員・児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。

3. 基本目標

基本的な視点を踏まえて、以下の基本目標を掲げます。

■基本目標1：子どもへの支援

次代を担う子ども一人ひとりが心豊かにたくましく育つことのできる環境づくり

子育てのための支援、子どもの人権の尊重、専門的な知識及び技術を要する支援の推進を基本とし、具体的には幼児期・学童期の教育・保育の充実、子どもの居場所づくり、児童の健全育成、子どもの健康の確保、児童虐待の防止と早期発見・早期支援、障がい児施策の充実、専門的な支援の充実を図っていきます。

■基本目標2：親・家庭への支援

保護者一人ひとりが安心して子どもを育てられる環境づくり

安心できる保育体制の充実、安定した家庭生活に向けた支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を基本とし、ニーズに応じた多様な子育て支援サービスの提供、ひとり親家庭の自立支援、子育て家庭の経済的支援、次代の親の育成、家庭の教育力の向上を図っていきます。

■基本目標3：地域・社会全体での支援

子どもと子育てを支援する地域社会づくり

地域社会全体での子育て支援、子育てを支援する生活環境の整備を基本とし、地域コミュニティによる子育て支援の充実、良好な住環境の確保、安全・安心なまちづくりの推進、多様な働き方の実現と働き方改革の推進を図っていきます。

4. 施策の体系

【基本理念】

次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ

【基本目標】

【基本施策】

【主な事業・取組み】

基本目標 1 :

子どもへの支援

次代を担う子ども一人ひとりが心豊かにたくましく育つことのできる環境づくり

(1) 教育・保育サービスの推進

- ①保育サービス
- ②幼保一体化の推進と保育の質の向上
- ③一時預かり事業
- ④新・放課後子ども総合プランの推進
- ⑤学校の教育環境等の充実
- ⑥いじめ・不登校などへの対応

(2) 子どもの成長・発育にあつた健康づくり

- ①健康診査
- ②発達支援
- ③食育の推進
- ④思春期保健対策の推進

(3) 子どもの人権の尊重と支援を必要とする子どもへの支援

- ①子どもの人権の尊重・児童虐待防止対策
- ②児童発達支援・障がい児の自立支援
- ③外国につながる子どもへの支援・配慮

基本目標 2 :

親・家庭への支援

保護者一人ひとりが安心して子どもを育てられる環境づくり

(1) 家庭と地域の教育力の向上

- ①親業講座・家庭教育学級

(2) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

- ①情報提供体制の充実
- ②相談体制の充実
- ③育児相談・健康支援

(3) 子育て家庭の経済的支援の推進

- ①子ども医療費・高校生等医療費助成
- ②保育料・給食費の減免
- ③子どもの貧困・ひとり親家庭への支援
- ④児童手当等助成

基本目標 3 :

地域・社会全体での支援

子どもと子育てを支援する地域社会づくり

(1) 安心して子育てできるまちづくりの推進

- ①安全で快適な住環境整備の推進
- ②地域安全活動の推進
- ③児童健全育成活動の推進
- ④多様な体験活動機会の拡充

(2) 仕事と家庭生活の両立支援

- ①男女共同参画の推進

第4章 基本施策の展開 [略]

第5章 量の見込みと確保方策 [略]

第6章 計画の推進 [略]